

**住民票や戸籍の請求  
などには、運転免許証  
などの本人確認書類  
が必要となります。**

個人情報や他人に不正に取得されることを防ぐため、平成20年5月、住民基本台帳法および戸籍法が改正され、住民票や戸籍証明書（戸籍謄抄本など）を請求するときは、窓口で本人を確認する書類が必要となりました。

窓口に来られる方は、運転免許証、パスポート、写真付き住民基本台帳カードなどの官公庁発行の写真付き身分証明書（本人確認書類）を忘れずにお持ちください。

官公庁発行の写真付き身分証明書などをお持ちでない方は、健康保険証、介護保険証、年金証書など氏名、住所、生年月日の確認できる複数の書類をお持ちいただければ請求できます。また、聞き取りなどの方法でも「本人確認」を行います。なお、代理の方は、委任状など必要になります。住民異動届および戸籍届出に係る「本人確認」は、これ

までどおり行いますので、ご協力をお願いします。

市民課

(内線2313・2314)

**「写真付き住民基本台帳カード」は公的な身分証明書としてご利用できます**

近年、振り込め詐欺やなりすましなどの各種犯罪防止のため、公的な身分証明書の提示を求められる機会が増えており、住民票や戸籍謄抄本などの請求の際にも本人確認書類の提示が必要となつていきます。「写真付き住民基本台帳カード」は、住民登録を行なっている市町村の窓口で申請することができ、公的な身分証明書としてもご利用できる安

全性に優れたICカードです。カードの有効期限 10年間申請に必要なもの 運転免許証やパスポートなど官公署が発行した写真付き証明書、印かん(ゴム素材以外の印)、顔写真、手数料(1件500円) ※写真付き証明書をお持ちでない方は、本人を確認するための文書を郵送するため、即

日交付ができませんので、ご注意ください。

※顔写真 6カ月以内に撮影した正面向き、無帽、無背景のもの。大きさ縦45mm×横35mm(顔の大きさ27mm±2mm)、ふちなし。

※住民基本台帳カードの受け取りは、本人に限ります。

申請時間 午前9時～午後4時30分

市民課

(内線2317・2321)

**国民健康保険加入の皆さんへ  
簡易申告は  
お済みですか？**

国民健康保険に加入している世帯は、毎年必ず前年の所得金額の有無にかかわらず、申告する義務があります。

国保世帯の世帯主(本人自身が国保に加入していない場合も含む)と国保に加入している世帯員全員の合算所得金額が、一定基準額を下回る場合、均等割額(一人ひとりにかかる額)と平等割額(世帯ごとにかかる額)が軽減される制度がありますので、次のような方は必ず簡易申告をし

てください。

①平成21年中に収入の無かつた方(平成21年中の収入が雇用保険などの非課税所得のみの方も含む)

②平成21年中に障害・遺族年金を受給していた方(ただし、国民年金などの受給者は、申告は不要です)

③平成21年中に扶養、仕送り退職金・預貯金で生活していた方など

受付場所 市役所2階保険年金課・各総合支所市民生活課・各支所

※すでに税務署や市役所、各総合支所で国保加入者分(国保に加入していない世帯主も含む)の申告を済ませている場合は必要ありません。

※国保加入世帯の中に、①②③のいずれかに該当しているにもかかわらず、一人でも未申告の方がいると、保険税の軽減や高額療養費の負担限度額の判定ができなくなりますのでご注意ください。

市民課

(内線233

7・2338・2339)・各総合支所市民生活課

(広告)

**電力** からの **おしらせ**

**東北電力を名乗ったり、社員を装った悪質な行為にご注意ください**

電気料金の返金についての不審電話や、訪問販売などの悪質な行為が発生しています。

不審に思われたら ☎0120-175-466 へご連絡ください。

東北電力

停電・緊急時のお問合せ ☎0120-175-366 24時間受付いたします	お引越・アンペア変更のお申込み ☎0120-175-266 お電話受付時間(休日・年末年始は休み) 月～金 午前9時～午後8時 土曜日 午前9時～午後5時	その他のお問合せ ☎0120-175-466
---	---	---------------------------

# 住宅リフォーム補助金交付制度

# 耐震対策を支援します

市民の皆さんが行う住宅リフォーム工事に対して、補助金を交付します。

申請書の受け付けは、6月1日(火)から開始します。

## 補助対象者

- ・市内に住所を有する方(外国人登録者可)
- ・住宅リフォームを行う住宅の所有者で、その住宅に居住している方
- ・住宅リフォームを行う住宅の所有者が、市税(市県民税・固定資産税・軽自動車税)を完納している方

## 補助対象工事

- ・住宅リフォームに要する費用(消費税額および地方消費税額を除く)が10万円以上
- ・市内の住宅リフォーム業者が行う工事であること
- ・住宅リフォームが平成23年3月31日までに終了すること

## 補助金額

住宅リフォームに要した経費(消費税額および地方消費税額を除く)の10%(限度額20万円)

申・問 商工課

(内線3524)

## 「木造住宅耐震改修工事」助成事業

木造住宅耐震診断助成事業により耐震診断を実施後、耐震改修工事を実施する方に補助金を交付し耐震対策を支援します。

また、避難弱者住宅に該当する場合は、補助金の加算があります。

## 申込期間

5月10日(月)～12月20日(月)

※避難弱者住宅とは、65歳以上ののみが居住する住宅、身体障害者手帳1、2級の交付を受けた方が居住する住宅

## 要介護認定を受けた方が居住する住宅など

「木造住宅耐震診断助成事業」木造住宅に耐震診断士を派遣して耐震診断を行い、耐震対策を支援します。

## 申込期間

5月10日(月)～12月20日(月)

## 危険ブロック塀等除却事業

地震発生時のブロック塀などの倒壊による事故を未然に防止するため、危険度の高いブロック塀などを除却して安全を確保する場合に、除却費用の一部を助成します。

また、除却跡地に軽量のフェンスなどを設置する場合にも、設置費用の一部を助成します。

## 申込期間

5月10日(月)～12月20日(月)

いずれも、補助金額など詳しい内容は、お問い合わせください。

申・問 建築指導課

(内線5673・5674)

## 国民年金の保険料が変わりました

平成22年4月分から国民年金保険料は、月額15,100円になりました。

4月初めに日本年金機構より、「国民年金保険料納付案内書」が送付されています。

各月の保険料は納付期限までに納めましょう。(口座振替を利用している方には送付されません。また、全額免除・若年納付猶予に該当している方で、7月以降継続免除にならない方には7月に納付案内書が送付されます)

## 平成22年度 国民年金保険料(月額)

定額 15,100円  
定額+付加保険料 15,500円  
※付加保険料(400円)は変更ありません。

## 保険料の一部が免除されている場合

4分の3免除(4分の1納付)3,780円  
半額免除(半額納付)7,550円  
4分の1免除(4分の3納付)11,330円  
※免除の承認期間が6月までであることから、4月に4～6月分の納付案内書が送付され、7月にそれ以降の定額の納付書が送付されます。

問 石巻年金事務所 ☎ 22-5117・市保険年金課 (内線2348・2353)・各総合支所・各支所

## 変わり続ける時代、一步先のサービスを

- ◆ 一般廃棄物収集運搬(旧石巻市内)
- ◆ 【し尿・浄化槽清掃】
- ◆ 仮設トイレ【レンタル&販売】
- ◆ ハウスクリーニング
- ◆ 墓地清掃&維持管理
- ◆ 墓石クリーニング

し尿汲み取り & 浄化槽清掃 お任せください。

0120-196-296 (有)前田衛生興業

石巻市真野字日影52番地 TEL:0225-91-2127 FAX:0225-94-2484

## 今月の特選車!

月々12,000円×84回

●下取り 頭金5万円 初回16,340円

ボーナス加算 5万円×14回

車両本体価格 1,299,000円

付属品  
・バイザー  
・マット  
・CD・MD



特別仕様 未使用車! 走行10km 検25年1月21日

ONIX オニクス石巻 ☎ 0225-92-8377